



陳情29第30号

庁舎内における職員の方への政党機関紙の勧誘・配達・集金 についての 陳情

<陳情項目>

①庁舎内管理規定に定められている事項を厳守し、市民の大切な情報を預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われぬようにして頂きたい。

②思想及び信条の自由があるので個人として政党機関紙を購読する自由は認められますが、役所内では市職員の皆様には政治的中立を守って頂きたいので、政党機関紙を購読する場合は、自宅を配達先にして購読するように、指導を徹底して頂きたい。

③市職員の方が政党機関紙の購読を強制（「市議に勧誘されて断り切れない」という心理的強制を含む）されることのないようにして頂きたい。市職員の方が機関紙購読の勧誘を拒否した場合、あるいは購読を辞めた場合でも、不当な嫌がらせなどを受けないことを担保するため、政党機関紙勧誘に関する市職員の方のパワハラ相談窓口を明確に定め、庁舎内の通達を徹底して頂きたい。

以上3点について、市に働きかけて下さい。

<陳情理由>

近年、全国各市町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、産経新聞や世界日報、WILL等の各種メディアで報道されています（WILL3月号 パワハラによる『赤旗』押し売りの陰湿」と産経新聞）。

その中で、川崎市役所の実態が報告されていますが、庁舎内で市職員の方が、これほど多くの政党機関紙（主にしんぶん赤旗）を市議の勧誘によって購読している（させられている）とは思いませんでした。全国でも川崎市と同様の事例はたくさんあるように聞いています。

藤沢市でも同様に執務室内に配達されるような現状があるとすると、私たちの個人情報保護への不安が募ります。市役所の信頼が揺らぎます。もし許可なく、政党機関紙が勧誘・配達・集金が行われている場合は、庁舎内管理規定違反であると思います。

また、政党機関紙が許可なく勧誘・配達・集金されているのであれば、どんな団体でも自由に入出入りできるという、とんでもない状況になりうる危険性があり、さらに心配が増します。

そこで、現状の確認と改善のために陳情致します。

藤沢市議会議長
松下 賢一郎 様



2018年2月14日
横浜市栄区小菅ヶ谷1-16-1-310

片山 民良

